

佐野清澄高等学校いじめ防止基本方針

＜いじめ防止対策推進法第13条に基づく本校対策基本方針＞

本校では全教職員が、いじめはどのような生徒にも起こりうる問題であることを認識し、本校全生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むよう努めてまいります。また、その取り組みのため「いじめ防止対策委員会」を組織し、組織的にいじめ防止に向けての様々な教育活動を行ってまいります。また、いじめが疑われるような事案につきましては、ただちに早期解決に向けて組織的に調査対応し、特に重大事態発生の際には関係機関との連携・指導・援助を仰ぎながら問題の早期解決に努めてまいります。

いじめの発生防止に向けての取り組み

- ① 普段から生徒間、また教師と生徒の間での心の通い合うコミュニケーションのとれる環境を整え、生徒が授業活動、学校行事活動に規律正しく主体的に参加活動できるような授業づくり、集団づくりを図れるように努めます。
- ② 授業、学校行事を通し、一人一人の生徒が集団の一員であるという自覚や自信を生徒にもたせ、生徒の自尊意識(他者から必要とされているという意識)と他者を思いやる(互いを認めあえる)人間関係を育てられるよう指導に努めます。
- ③ 教職員の言動により生徒を傷つけ、または他の生徒のいじめを助長することのないよう指導には細心の注意を払ってまいります。
- ④ 全生徒に対しては、いじめの問題を自分の問題として捉えさせ、自分が加害者になることが決してないよう、また、もしいじめを目撃した場合、それを抑止し、またはそれができない場合、他者(教師、保護者等)に知らせる勇気を持つことを日頃より指導してまいります。
- ⑤ インターネット、スマートフォンなどの利用については、いじめ問題発生の原因ともなりうることから、適切な使用方法、また、その危険性の理解などについて指導を行ってまいります。

いじめの早期発見、解決に向けての取り組み

- ① 普段、生徒たちの中で遊びやふざけ合いを装ってのいじめなど気づきにくい、判断しにくいような形でいじめが進行するという認識のもと、本校ではいじめに関するアンケート調査を定期的実施するとともに学期ごとに担任教諭との個人面談などを通して、いじめを訴えやすい環境を整え、些細な兆候についても軽視せず的確に関わり対処してまいります。
- ② 保護者からのいじめの相談については教頭が窓口担当となります。但し、生徒が相談しやすい教員などに直接相談していただいても構いません。
- ③ いじめの発見通報を受けた場合、教員一人で抱え込むことなく直ちにいじめ対策防止委員会を招集し、組織的に客観的事実関係を調査し、校長に報告しその指示を受け、全教職員の共通理解と保護者、関係機関との協力のもとに被害生徒を守り、加害生徒に対してはその行為の善悪を理解させ、真摯な反省の上に二度と再びそうした事態を起こさせないよう毅然とした指導を行ってまいります。